

NISAへの投資は今後、2015年分の非課税メリット享受や外貨建てMMF等からのシフト、非課税枠の拡大やジュニアNISA創設でますます増加する可能性あり

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

主要 10 証券の NISA に 1～10 月 1 兆 4800 億円! 11 月以降は日本郵政グループ 3 社への投資や本年分の非課税メリットを享受する投資が期待されるので増える可能性

2015 年 11 月 18 日(水)に日本証券業協会が主要 10 証券会社の NISA(少額投資非課税制度)口座の利用状況について月次統計を発表、最新 10 月末の NISA 口座開設数は 468 万口座と前月比+1.5%、10 月単月の買付額は 1305 億円、2015 年 1～10 月の総額で 1 兆 4800 億円と明らかにした(URL は後述[参考ホームページ])。この主要証券 10 社の口座数や投資額は、NISA を取り扱う金融機関全体の約半分を占める規模と見られる(金融庁の NISA 口座の開設・利用状況調査より～URL は後述[参考ホームページ])。

今後だが、11 月以降は 11 月 4 日に上場した日本郵政グループ 3 社への投資が NISA を通じた分も見込まれる事、年末にかけて NISA で得られる本年分の非課税メリットを享受すべく口座申し込みや投資が行われる事が想定されるので増える可能性がある(*日本郵政グループ 3 社の株を全て売り出し価格で各 100 株ずつ購入する場合、最低投資額は 50 万 5000 円)。2015 年 11 月 16 日付ニッキン投信情報は「既存顧客への制度浸透が進んだことで、増加の勢いは失速している。11 月の日本郵政 3 社上場を期に口座開設が急増したが、それが NISA 口座の増加に結び付いたか、12 月末の状況が注目される」と報じていた(URL は後述[参考ホームページ])。

2016 年から年間投資額 120 万円、ジュニア NISA、そして、金融所得課税の一体化

来年以降の話だが、2016 年からは NISA の年間投資額が 120 万円へ引上げられ、ジュニア NISA が創設されるので、これも NISA への投資増加要因となる。その中、2016 年にはもう 1 つ大きな金融・証券税制の変更がある。それは「金融所得課税の一体化」である。公社債や公社債投信の税制が変わるもので、具体的には、2016 年 1 月 1 日から公社債等の利子所得が株式等と同じ「譲渡所得(売却益)も償還差益も 20.315%申告分離課税」となる。反面、現在は公社債等に係る損益を株式等と損益通算できないが 2016 年 1 月 1 日から可能となる。そのほか、現在、為替差益が非課税になる外貨建て MMF 等の外国籍公募公社債投資信託にも 20.315%申告分離課税が適用となる(詳細は、2015 年 3 月 23 日付日本版 ISA の道 その 94 を参照。URL は後述[参考ホームページ])。「金融所得課税一体化拡充はマクロ的には投資促進効果が高く、ミクロ的には従来の節税法が使えなくなるなど影響は大きい。」とされる(キンザイ 2013 年 3 月 25 日号～URL は後述[参考ホームページ])。

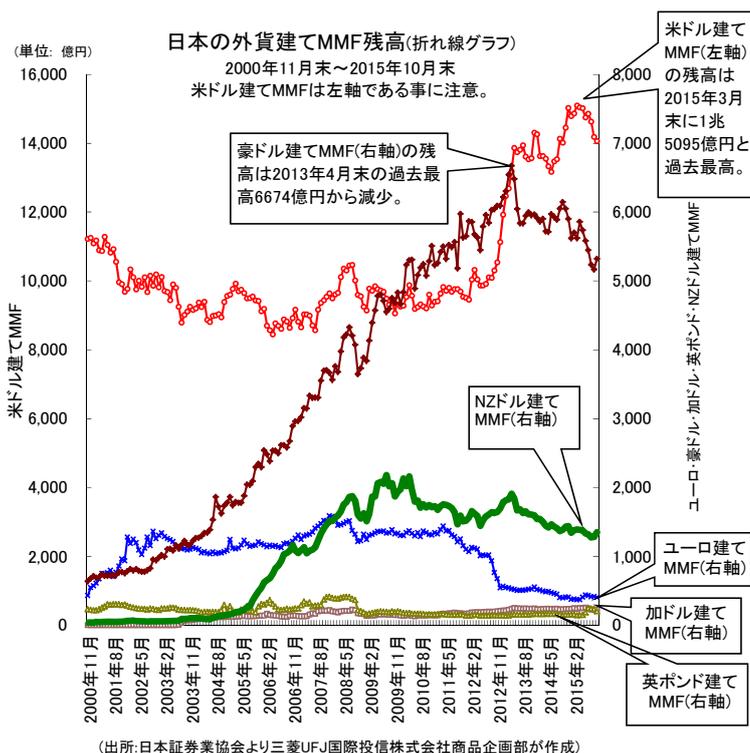
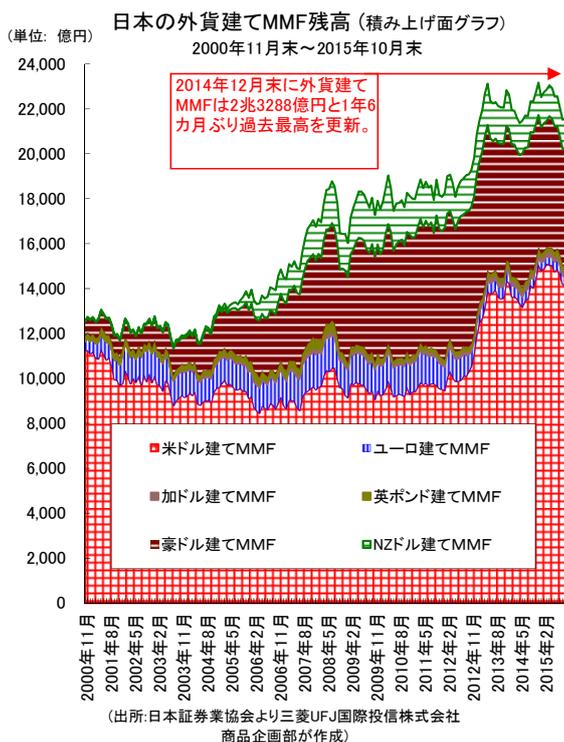
含み益が膨らんだ外貨建て商品で、節税売りが始まっている?

「現在、現在、為替差益が非課税になる外貨建て MMF 等の外国籍公募公社債投資信託にも 20.315%申告分離課税が適用となるなど、これまで節税法として有名だったものがかかなり通用しなくなる。」(同キンザイ)と言われていたが、2016 年 1 月 1 日まで 1 カ月少しとなり、特に注目度が高まっている。

2015年11月8日付日本経済新聞は、「個人投資家は『節税のために年内に売却すべきか否か』という決断を迫られる。特に円安の進展で含み益が膨らんだ外貨建ての金融商品を持っている場合は影響が大きい。…(略)…個人投資家の「節税売り」は外国為替をも動かすかもしれない。外貨建て資産を売って円に戻すと、円買いの需要が発生するためだ。証券会社が個人投資家に販売した外債の残高は9月末時点で4兆2300億円、外貨建てMMFの残高は2兆1600億円で、合わせて6兆円あまりの資産規模がある計算だ。ブラジルレアルなど新興国通貨建ての外債は含み損を抱えたものもあるようだが、米ドル建てなどは含み益が出ているものが多い。これが年末にこぞって売られれば「一定の円買い圧力になる」(三菱東京UFJ銀行の内田稔氏)。実際、外債の残高は今夏から減少傾向にあり、すでに節税売りが始まっている可能性もある。」と報じていた(URLは後述[参考ホームページ])。

現在、外貨建てMMF/外国(籍)公社債投信を含む公社債等の利子所得は20.315%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)となっている(*公社債投信の償還差益は20.315%の源泉分離課税)。これが2016年から利子所得・譲渡所得・償還差益がいずれも20.315%の申告分離課税になる。2015年内であれば、売却すれば非課税だが、2016年以降は20.315%の申告分離課税がかかる事となる。

2015年11月20日(金)に日本証券業協会から発表された2015年10月末の外貨建てMMFの残高は2兆1684億円。昨年2014年12月末に2兆3288億円と過去最高を更新、その後、10月末にかけ減少し、-6.9%となっている(URLは後述[参考ホームページ])。MMFの残高で約65%を占めるのが米ドル建てMMFで1兆4063億円。米ドル高も手伝い、米ドル建てMMFは今年2015年3月末に1兆5095億円と過去最高を付けている。その後、2015年10月末にかけて残高は-6.8%と減少した。1ドル=120.13円から120.62円と0.4%の値上がりなので(ブルームバークより)、過去最高から7%近く売却された可能性がある。ただ、先の日経に出ていた含み益を抱える個人はまだ多そうである。2015年11月17日には1ドル=123.45円と2015年8月19日以来の円安米ドル高となっている。米ドル建てMMFを中心とした非課税での売却が予想される。



外貨建て MMF 等の投資家が売却益非課税などを享受すべく 2015 年に投資対象を売却した場合は NISA も検討したい

NISA1年目の購入総額は2兆9797億円だったが、その額の3分の2を超える額のある外貨建てMMFの売却益が非課税でなくなる。2015年の内に、非課税を享受し外貨建てMMFを売却する個人が増えそうである。こうした場合、投資額に制限はあるが、NISAも検討余地がある。外貨建てMMFそのものは公社債と同様、NISAの対象ではないが(2013年8月5日付日本版ISAの道 その23参照～URLは後述[参考ホームページ])、外貨建てMMFに少しでも近い株式投信・外債/グローバル債券ファンドを検討するという事。注意として、短期金融商品中心の外貨建てMMFに対して債券価格変動リスクが高くなる場合がある事、外貨建てMMFより高い信用リスクを取っている場合がある事、手数料の高い場合がある事などがある。米ドル建てMMFの米ドル建て利回りが0.2%も無い中(2015年11月20日現在)、外貨建てMMFより高いリスクを取っても良いと考える投資家もいると思われるので、そのあたりを十分理解し、リターンを目指し、非課税を享受する事を期待する。

日本の個人についての主な金融証券税制

予算年度	2007年度 (平成19年度) 2007年4月～ 2008年3月	2008年度 (平成20年度) 2008年4月～ 2009年3月	2009年度 (平成21年度) 2009年4月～ 2010年3月	2010年度 (平成22年度) 2010年4月～ 2011年3月	2011年度 (平成23年度) 2011年4月～ 2012年3月	2012年度 (平成24年度) 2012年4月～ 2013年3月	2013年度 (平成25年度) 2013年4月～ 2014年3月	2014年度 (平成26年度) 2014年4月～ 2015年3月	2015年度 (平成27年度) 2015年4月～ 2016年3月	2016年度 (平成28年度) 2016年4月～ 2017年3月	
暦年	2007年 (平成19年) 4～12月	2008年 (平成20年) 1～12月	2009年 (平成21年) 1～12月	2010年 (平成22年) 1～12月	2011年 (平成23年) 1～12月	2012年 (平成24年) 1～12月	2013年 (平成25年) 1～12月	2014年 (平成26年) 1～12月	2015年 (平成27年) 1～12月	2016年 (平成28年) 1～12月	2017年 (平成29年) 1～3月
与党	自・公政権 (～2009年9月)		民・社・国政 権 (～2010年)	民・国政権 (～2012年12月)			自・公政権 (2012年12月～)				
上場株式・公募 株式投信の譲渡 益	10%の申告分離で申告不要可(*2009年1月から投信償還差益・投信解約益が加わった)。2013年(平成25年)1～12月は所得税が7%から7.147%に変更される為(復興特別所得税の付加)、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)。						10.147%(所得税7.147%、住民税3%)から20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の申告分離に。				
上場株式・公募 株式投信の配 当・分配金(*元 本払戻金を除く)	10%の源泉徴収(申告不要)か申告分離、累進税率15～50%の総合課税からの選択。2013年(平成25年)1～12月は所得税が7%から7.147%に変更される為(復興特別所得税の付加)、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)。										
上場株式・公募 株式投信の損益 通算	申告で上場株式等 の譲渡益と上場株 式等 の譲渡損の損 益通算可。		申告で上場株式等 の譲渡損失と配当等 の損益通算可。			3年繰越。					
公社債等 (公社債・公募公 社債投信)	公社債等の利子所得は20%の源泉分離課税、譲渡所得(売却益)は非課税、償還差益は総合課税・雑所得(累進税率)。ただし、公社債投資信託の償還益は20%の源泉分離課税。国内割引債の償還益は18%の源泉分離(購入時課税)、国内籍公募公社債投信の譲渡益は20%の源泉税相当額特別徴収(一般的な買取請求の場合)、解約請求の場合は20%源泉分離課税)、外国籍公募公社債投信の譲渡益は非課税(損失控除不可～無いものとされる)。						株式(投信)と公社債(投信)が損益通算可。20.315%申告分離課税。18.378%源泉分離課税(発行時)割引債は廃止。				
非課税制度	2005年(平成17年)12月31日をもって65歳以上の「高齢者マル優制度・高齢者特別マル優制度(350万円)」が廃止され、2006年(平成18年)1月1日からは「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)」と「障害者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)」に。障害者等のマル優は預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券で計350万円。障害者等の特別マル優は国債および地方債で計350万円(別枠)。						NISA(少額投資非課税制度)は、年間100万円までの上場株式等への新規投資について、その譲渡・配当所得が最長5年間非課税となる。20歳以上が対象で、2014年1月1日に始まり、NISA口座開設期間は2023年12月31日まで。2016年より年間120万円へ引き上げ。 恒久化要望あり。				

(出所: 日本の官報、内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

以上

[参考ホームページ]

2015年6月22日付日本版ISAの道 その106「5月のNISAは前年の1.6倍ペース! 積立投資も寄与し、NISAが2015年末に7.3~7.5兆円、2020年までに25兆円と言う政府目標に続く「道」を順調に進む事を期待!!」…

「 <https://www.am.mufg.jp/text/kam150622.pdf> 」、

2015年3月23日付日本版ISAの道 その94「2016年からの金融所得課税の一体化を考える~外貨建てMMF等投資家が売却益非課税などを享受すべく2015年に投資対象を売却した場合はNISAも検討したい~」…

「 <https://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150323.pdf> 」、

2015年1月13日付日本版ISAの道 その86「税制改正大綱にジュニアNISA創設とNISA120万円への引き上げ!1月から年単位で金融機関の変更が可となり、NISA拡充に期待が膨らむ中、NISAの2015年分で何に投資する?

NISAの2014年分の投資(投信分)を総括!!」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150113.pdf> 」、

2015年1月19日付日本版ISAの道 その87「ジュニアNISAは0歳から始めれば最長20年近くが非課税に!現行(成人)NISAと合わせ、4人家族で年400万円、累積2000万円!! 家計の長期資産形成が大いに期待される。」…

「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150119.pdf> 」、

週刊金融財政事情(キンザイ)2013年3月25日号「特集 2013年度税制改正の勘どころ」…

「 <http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20133-3018.html> 」、

2015年11月16日付号ニッキン投信情報…「 <http://www.nikkin.co.jp/> 」、2015年11月20日発表の日本証券業協会の外貨建てMMFの残高データ…「 <http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/info4/index.html> 」、

2013年8月5日付日本版ISAの道 その23「NISA(日本版ISA)で国債などの公社債や公社債投信?~個人向け国債、個人向け社債、MMF等公社債投信、そして株式投信・日本債ファンドについて考える~」…

「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130805.pdf> 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。